

第 1 回朝日地域審議会次第

日時：平成 18 年 2 月 17 日（金）

午前 9 時 30 分～

会場：すまいる「多目的研修室」

- 1 . 開 会
- 2 . 市長あいさつ
- 3 . 委員紹介
- 4 . 会長・副会長の選出
- 5 . 合併後の状況について
- 6 . 説 明
 - (1) 地域審議会の概要について
 - (2) 新市建設計画の概要について
- 7 . 協 議
 - (1) 今後の運営について
 - (2) その他
- 8 . そ の 他
- 9 . 閉 会

朝日地域審議会委員名簿

所属団体名等	氏 名	備 考
赤川白鳥を守る会会長	伊藤 三郎	
朝日村商工会会長	伊藤 昭一	
社会福祉法人「ぶなの木会」理事長	伊藤 高喜	
大鳥タキタロウ村組合組合長	大滝 貞吉	
庄内たがわ農業協同組合朝日基幹支所支所長	小野寺 昇	
朝日村商工会青年部長	叶野 正行	
月山あさひ博物村支配人	今野 継子	
民生児童委員協議会会長	斎藤 幸雄	
コーラス「ぶなの森」会員	佐藤 多喜子	
あさひ村直売施設管理組合副組合長	佐藤 照子	
認定農業者	佐藤 久雄	
朝日地域駐在員連絡協議会副会長	佐藤 八重治	
朝日体育協会会長	佐藤 芳弥	
出羽庄内森林組合理事	進藤 進	
社会福祉協議会朝日福祉センターセンター長	菅原 源志	
旧南庄内合併協議会委員(朝日地域駐在員連協会長)	田村 作美	
元山形県教育委員会教育次長	長南 博昭	
朝日地域駐在員連絡協議会副会長	宮崎 正視	
認定農業者	渡部 一弘	
旧南庄内合併協議会委員(鶴岡市農業委員)	渡部 長和	

(五十音順 敬称略)

合併後の状況

合併後4ヶ月が経過したところですが、朝日地域では特に問題もなくスムーズに行政運営が進められています。

1. 合併後の業務の状況

(1) 税務市民課（窓口）関係業務

合併により住民票申請、戸籍申請や各種証明書の発行が、本所及び各庁舎でできるようになりました。この結果、朝日地域の市民が、本所で発行を受けた件数は10月52件、11月70件、12月43件、1月63件で、4ヶ月合計228件（1ヶ月平均57件）となっています。

また、他4庁舎での発行件数は、4ヶ月で67件（藤島庁舎9件、羽黒庁舎3件、櫛引庁舎55件、温海庁舎0件）となっています。

一方、朝日庁舎で発行した本所及び他庁舎分は、10月42件、11月11件、12月17件、1月8件の合計78件となっており、利便性の向上が伺われます。

(2) 健康福祉課関係業務

合併により、市内のどこの保育園にも入園することができるようになり、入園できる保育園の数が増えました。

現在は、朝日地域の保育園に、鶴岡地域から2名の児童が入園しており、平成18年度は、鶴岡地域から3名、櫛引地域から2名、逆に朝日地域から鶴岡地域の保育園に1名入園予定であります。

総合健康診査事業として実施している「人間ドック」の対象年齢については、朝日地域では、合併前から40歳以上の方を対象にして申込みを受付けしていたところではありますが、朝日地域においては、受診人数の上限を750人に制限しており、受診希望者全員が受診することが出来ない状況でありましたが、合併によりその制限を無くしたため、平成18年度は、受診申込者942人が受診できることになり、市民の健康増進がより一層図られることとなります。

(3) 企画課関係業務

市全体の広報を見ることができるようになり、各地域で行われている行事などを広く知ることができ、各地域のいろいろな催事や研修に参加できるようになりました。

(4) 教育課関係業務

中学校の部活動やサンスポーツクラブで旧鶴岡市の体育施設を有償で使用してきましたが、合併により公益的利用として、使用料が減免されるなど、負担の軽減が図られています。

図書館の利用については、従来の旧朝日村の図書館の利用に限らず

本館から貸し出しを受け、分館に返却する利用者も出てきており、便宜が図られていると共に市民の、図書を選択の幅の広がりもみられます。

社会体育の面では、11月13日開催の市の駅伝大会に、朝日チームとして参加し交流を深めています。

(5) 組織機構

基本的に合併前の各市町村の組織を引き継いだ組織としており、当初の年度計画に沿って業務が行われています。また、管理部門を中心に新市で一元化された業務については、業務執行に支障が出ないような体制がとられています。

なお、議会・監査事務局については本所に一元化され、会計・選挙・農業委員会等一部の事務が残るものについては、庁舎に分室を設置しています。

2. 市民からの問合せの状況

合併直後、住所表示の変更についての問合せがありました。合併に伴う問合せについては、現在はほとんどありません。

地域審議会について

地域審議会は、旧市町村合併特例法第5条の4の規定に基づき、新鶴岡市が処理する旧市町村の区域に係る事務に関し市長の諮問に応じて審議などを行うために、旧市町村ごとに設置するものであります。

なお、同条では、地域審議会を組織する構成員の定数、任期などについては、合併関係市町村の協議により定めることとされており、新鶴岡市については、次のように協議して定められたところです。

1 所掌事務

(1) 地域審議会は、合併に係る次の事項について、市長の諮問に応じて審議・答申する。

- ・ 新市建設計画の変更に関する事項
- ・ 新市建設計画の執行状況に関する事項
- ・ その他市長が必要と認める事項

(2) 必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

2 組織

(1) 平成27年3月31日までの期間、旧市町村の区域を単位として設置いたします。

(2) 地域審議会は、その区域に住所を有する20人以内の委員で組織され、委員は
(ア) 公共的団体等を代表する者
(イ) 学識経験者

の区分のうちから市長が任命し、委員の任期は2年間となっております。

公共的団体等を代表する者については、

- | | | |
|----------------|--------------|--------------|
| (1) 自治組織 | (2) 農林漁業団体 | (3) 商工観光団体 |
| (4) 福祉、医療団体 | (5) 学校教育関係団体 | (6) 社会教育関係団体 |
| (7) 老人、婦人、青年団体 | (8) 防災組織 | (9) NPO法人等 |

など、各地域における地域社会活動、経済、産業活動等の代表等、各界各層の代表者から就任いただき、幅広く地域課題の的確な把握や意見を聴くことができるよう、委員を選定いたしました。

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会の設置を、次のとおり（鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村、西田川郡温海町）と協議して定めた。

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村
及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する
協議書

平成 17 年 10 月 1 日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく地域審議会の設置について、同条第 2 項の規定により下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第 1 条 合併特例法第 5 条の 4 第 1 項の規定により、次の各号に掲げる区域を対象にして、当該各号に定める地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 合併前の鶴岡市の区域 鶴岡地域審議会
- (2) 合併前の東田川郡藤島町の区域 藤島地域審議会
- (3) 合併前の東田川郡羽黒町の区域 羽黒地域審議会
- (4) 合併前の東田川郡櫛引町の区域 櫛引地域審議会
- (5) 合併前の東田川郡朝日村の区域 朝日地域審議会
- (6) 合併前の西田川郡温海町の区域 温海地域審議会

（設置期間）

第 2 条 審議会の設置期間は、平成 17 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

（所掌事務）

第 3 条 審議会は、合併に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第 4 条 審議会は、第 1 条の区域（以下「区域」という。）ごとに委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

(1) 公共的団体等を代表する者

(2) 学識経験者

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

3 委員は、区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、新たに設置される鶴岡市の区域ごとの担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成17年10月1日から施行する。